

平成30年 第4回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成30年2月28日（水）午前10時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	松 原 秀 成
委員	石 井 正 治
委員	古 卷 勲
委員	上 野 操

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	栗 間 大 介

白井教育長	<p>開会時刻 午前10時</p> <p>ただいまから、平成30年第4回教育委員会定例会を開催いたします。今日は、松原委員より所用のため欠席との連絡を受けております。本日は、1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>皆さん、許可ということでございますので、傍聴人の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
教育長	<p>はじめに、日程第1、署名委員を決定します。石井委員と上野委員にお願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、第8号議案、江戸川区文化財の指定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
柴田教育推進課長	<p>第8号議案、江戸川区文化財の指定についてでございます。お手元にA4判の横判の11番、そして文化財保護審議会からの答申書、それから告示の案ということで、お配りしてございます。それから、議案の説明書というステープラー留めのものをお手元にお配りしてございますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。</p> <p>まず最初に、この答申書をごらんいただきたいと思っております。縦判のこの資料です。審議会からの答申でございます。</p> <p>こちらに、江戸川区文化財保護審議会会長より、教育長宛に江戸川区文化財の指定についての答申が書いてあります。平成29年8月7日付けで、教育委員会から諮問のあった江戸川区文化財の登録及び指定について条例により別紙のとおり答申しますというものでございます。今回の案件は裏面に別紙といたしまして4件の案件について、答申が来てまいります。</p> <p>第1号議案として、椿の庚申講の用具、そして、第2号議案、桑川の庚申講の用具、第3号議案として、下鎌田の富士講用具及び関連資料、第4号といたしまして、下鎌田の富士講講元伝来資料ということで、四つの案件について文化財保護審議会からの指定というような形での答申がきております。</p> <p>内容について、ご説明をさせていただきます。この横判のものをごらんいただきたいと思っております。お手元に両面でお配りしてございます。平成28年、</p>

29年度登録・指定文化財候補評価理由一覧というものでございます。

まず、1号議案の1点目でございますが、有形民俗文化財・民俗資料といたしまして、椿の庚申講用具となっております。それを一式ということでございます。所在地、そして概要でございますが、かつて春江町の椿地区の小原家を中心に活動していた庚申講の用具であります。昭和61年に登録とさせていただきますましたが、講の解散ということで、平成27年7月15日告示で解散をしている講でございます。ただ、世話人の方々の物として保管されておりますけれども、この活動を伝えるものとして、その講元の方が現在、保管されているものでございます。

今回の評価の理由、上から2番目でございますが、この庚申講は、庚申信仰に基づき、椿地区の地縁集団であるが、その用具からは、地区の中にある他の講集団を包括しながら現代まで継承されてきたことはわかっています。講の解散は、残念であるが用具の散逸を防ぐとともに、庚申講が存在したことを後世に伝えるためにも、指定して保存を図りたいということでございます。

続いて、2点目でございます。有形民俗文化財の民俗資料として、桑川の庚申講用具でございます。こちらも一式ということでございますが、今現在は、所在地といたしまして、講元から本教育委員会にも寄贈されておりますので、郷土室で保管をしているものでございます。かつて東葛西一丁目、中葛西二丁目の桑川地区で活動していた庚申講の用具でございます。昭和62年には登録ということで活動されてきましたが、平成23年3月11日に講が解散をいたしまして、解除をしてございます。散逸を防ぐために区教育委員会に寄贈されたようですが、この活動を伝えるものであります。

評価理由でございますけれども、桑川地区に継承されてきた庚申講であるが、この用具からは、同地区の富士講など、他の講集団も取り込んでいる様子がうかがえる。講集団の形成と変遷を知る上で、有益な資料であるため、指定して保存を図りたいというものでございます。

裏面をごらんください。3点目でございます。同じく有形民俗文化財・民俗資料の下鎌田の富士講及び関連資料でございます。その一式というふうになってございます。所有者は講の代表でございます。

内容でございますけれども、江戸川区の指定無形民俗文化財下鎌田富士講に付属する掛け軸や什器類及び関連資料でございます。先達である秋元氏現存しており、組み立て式の祭壇をはじめ、進行の本尊である御見抜きほか、江戸期から近年まで保存され、ほとんどが現在も使用されているものでございます。

評価の理由でございますけれども、現在も存続している富士講の活動や来歴、時代による変容を伝える良質な資料群である。富士講資料として都内でも有数の物であり、現在及び今後の講活動にも不可欠であるため、指定して保存を図りたいというものでございます。

それから4点目も同じく有形民俗文化財・民俗資料でございます、同じく下鎌田の富士講講元伝来資料でございます。同じ下鎌田の富士講でございますが、こちらはもともと先達の前の講元として須賀さんという方が所有しているものであります。内容につきましては、こちらにあるとおり講元である須賀家に伝来する資料群です。講活動の根本経典であるお伝えのほか、江戸期から近年までの記録が保存されてきました。これについての評価の理由でございますが、前後の用具・記録とともに、現在も継続している富士講の活動内容を示す良質な資料群である。特に富士講の隆盛、力のあった食行身祿の直筆と見られる文章を含む点でも、講の成り立ちや来歴を究明に有益なもので、指定して散逸を防ぐとともに、これによって今後の富士講研究の進展を図ることができる、という理由でございます。

内容ですけれども、お手元にこのステープラー留めの縦判の答申議案説明書というものをお配りしてございます。こちらをごらんいただきたいと思います。

それぞれ4号、内容について記したものでございます。3ページ目が1号議案の椿庚申講の用具ということで、この方が所有しているものでございます。真ん中に内容とございます。本尊青面金剛立像、後ろのページに写真を掲載させていただいております。これが本尊ということになっております。それから2番目に、口金、真鍮製の物でございます。それから、木魚、撞木、バチという5点についてのものでございます。

それから、第2号案件については、5ページにございます。桑川の庚申講用具でございますが、内容としては本尊の青面金剛立像、そして般若心経の掛け軸の2点、それから米印で示してございますけれども、1番下にございます付属の筒と書いてございますが、これが先ほど指定理由にありました富士講の物ということが判明しているということで、ほかの庚申講でありながら元々の富士講の物もこの中に吸収してきたという過去が伺えるという内容でございます。裏面には、おりん、灯明立、線香立ということで、以上5点の物でございます。

7ページ目には、本尊ですね、青面金剛立像図を写真でお示ししてございます。

第3号案件でございますが、下鎌田の富士講用具及び関連資料ということ

<p>教 育 長</p> <p>上 野 委 員</p>	<p>で、こちらは44点になります。</p> <p>これは前期のときに、下鎌田の富士講自体の指定をいただいたところですが、その活動、今も続いております。富士講活動の中で現在も使われている物です。</p> <p>内容として、先達の秋元氏がずっと伝えてきた用具というもので、1番の拝み筆筥から名前を記してございます。</p> <p>10ページ目に写真を掲載させていただいておりますが、これが祭壇の様子。この筆筥の中から物を引き出しますと、こういった物が出てくるということで、講の先達の家でも、こういう形で拝みをすると。またこれは富士山に登拝する際には、筆筥を背負って行って、富士山の頂上の神社でこれをまた使って、拝みをするという内容でございます。左の下の18番、御見抜きと書いてありますが、これが上の祭壇の前にかかっている軸でございます、ここに御見抜きの参考として書いてございますけれど、富士信仰の開祖長谷川角行が定めた富士講の中心経典ということでございます。</p> <p>第4号案件につきましては、同じ下鎌田の富士講の講元、先達の前の方、講元として須賀さんという方がいらっしゃいますが、この須賀家に伝わる物でございます。ここに28点までございますけれども、この一番下11ページの一番下に書いてございます。先ほどの理由にもありましたけれども、この元祖食行身禄入道という、身禄という方がこの富士講を大きく発展させたと言われている方だということですが、その方の13ページの17番誕生の巻、これがどうも身禄の直筆ではないかということで、今鑑定をしているということでございますが、おそらくは、直筆であろうと言われております。こういった物が残っているということでございまして、大変価値の高いものということで、今回指定ということにさせていただいたという評価の理由でございます。</p> <p>お手元におつけしましたこの資料をご審議いただいた上で、この告示案にて、告示をしてまいりたいということで答申するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>そうすると今の文化財の指定について答申をいただいたので、この場で皆さんが了解していただければ、これで指定するというところでございます。この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>結論はそのとおりで、ちょっと念のために質問なのですが、1、2、3、</p>
-----------------------------	--

	<p>4、順番にいきますが、1は、所有者のところが小原さんとなっていますね。概要で解散をして小原さんが保管していると。解散しているということは、活動はもうしていないということですね。</p>
教育推進課長	<p>もう既に、平成27年に教育委員会でもちょっとお話しさせていただきましたが、皆さんがもう続けられないということで解散をしますという届出がございましたので、今はそれを受けまして、指定登録は解除してございます。活動はされておられません。</p>
上野委員	<p>活動はしていないけれど、この現存物が存在している、これは小原満男さんが管理しているということ。</p>
教育推進課長	<p>はい、そうなります。</p>
上野委員	<p>一応、所有者になっているけれど、区はこれに関してどういう立場なのですか。どういう義務が。</p>
教育推進課長	<p>この指定をさせていただきますと、所有者は、これを保存しなければならないということになりますし、ここに対して、保存のための補助金といいますが、保存のために必要な経費というようなことで、区からはそういった補助金をお出しする。その代わりに、公表すると、例えば、郷土資料室で展示をして、皆さんに見ていただくという場合には、ご協力をいただくということを条件としております。そういったことで指定をさせていただくというものでございます。</p> <p>ちなみに指定をすると、文化庁の文化財のリストの中で、公表されるということでございます。</p>
上野委員	<p>この間のお話ですが、2のほうも、解散の結果、散逸を防ぐために教育委員会に寄贈された。ということは教育委員会が寄贈を受けたわけで、区の教育委員会が所有管理者になるわけですね。現物はどこにあるのですか。</p>
教育推進課長	<p>これは、郷土資料室で保存をしてございます。</p>
上野委員	<p>そうですか。それは前の小原さんのとは違うわけですね。</p>

教育推進課長	はい、違います。
上野委員	その次の3も同じような質問なのですが、これはまだ解散ではないですね。それで、これは講ですから、法人ではないのでしょうか、代表は秋元さんという方が、やはり管理しているわけですね。これは、現在も使用されているものということは、講自体も活動している。
教育推進課長	講自体は活動されております。一昨年、27、28の指定文化財としてこの講自体は、教育委員会で議決いただいて、今指定をされている文化財でございます。
上野委員	それは、指定の結果ですね。
教育推進課長	はい。
上野委員	それと4なのですが、4も解散されていないですよ。これも3と同じ感じになるのですか。所有者は須賀さん個人のようにすけれど。
教育推進課長	これも同じ下鎌田の富士講でございます。今、先達ということで秋元氏が活動の中心の代表となっておりますが、それ以前に須賀家が講元として、この同じ下鎌田の富士講に関わってこられた方でございます。その方の家に伝わっている過去のものということで、同じ下鎌田の富士講の用具ということですよ。
上野委員	これは、私ども法律家がそのことで気になってしまうのですけれども、寄贈されて区の場合は問題ないですが、個人的な物の管理、所有ということになると、財産的価値のあるかないかは別として、価値はあるわけなのでしょうけれど。相続の問題生じますよね。今までのようにちゃんと大きなところで先祖代々と伝統で皆にかわって保存していたところが、段々都会化して、そういう問題が起きたときに、散逸する可能性もありますよね。今、鑑定中だという物がもし、価値ある場合には、そういう問題が出てくると思うので、こういう資料は区としてやはり保存しておく。価値があるのなら、先々のためにこういうものを指定だけではなく、所有権も、あるいは管理する場所も統一してやるようにならざるを得ないのではないかなという気がするんです。その辺は課長いかがでしょうか。

教育推進課長	<p>おっしゃるとおり、過去にこうした文化財として登録もしくは指定をさせていただくということで、保存をしていただくということが条件で統一するわけですが、やはりおっしゃるとおり、お亡くなりになってしまって、それから指定はしたけれども、人が変わっていってしまうというものは実際に、代表が変わるということもございます。その都度申請をしていただいて、その代表者の手続はしておりますが、やはりそのためにも我々学芸員が登録指定文化財については、調査を行っております。随時調査をしながら、どういう状態で保存されているかということは調査をしてございます。中には、代替わりをしたということで、この解除をしてほしいというお申し出もございます。そのときには、我々はその所有者に対して、それはだめだということとは申し上げられないわけで、残念ながらそのときには、登録指定を解除するという手続を取らざるを得ない。また、お亡くなりになって、これはもうやめますという講の解散ですとか、そういったものについても、こちらにお届けいただいて、その上で登録の解除ですとか、そういったことをしていく。我々の文化財の学芸員がそういった調査をしていかないと、どうなっていくかということは、これは時を逸してしまうこともあり得るということで調査をやっているというふうになります。</p>
上野委員	<p>調査自体も大切ですよ。ですけども、今言ったように、個人ないし、講自体が今所有・管理しているという事態になると、相手方さんの事情によって、解除してくれと逆に言える。解除した後は追えないと。そうすると、それがどうなるかわからないですよ。そうするとせっかく、地域社会のこういう文化財が今までやってきたことも、無駄になってしまう。何かもっとやるならば、抜本的に解決しないと。講が活動をしなくなった時点で、区切りをつけるような、そういう制度なり環境をつくらないと、文化財保護としては難しいのではないかと思います。</p>
教育長	<p>代替えについても気をつけるという話になりますかね。</p>
教育推進課長	<p>今回は、既に解散をしてしまった届出をいただいた2つの庚申講については、用具がまだ残っているということで、特に1番のほうですね、所有者の方がお持ちになっているということを調査で確認いたしましたので、ぜひともこれを残していただきたいということで、講は解散したけれども、用具としては、指定をさせていただいたというお話をした上で、調査をし、今回この審議会から答申をいただいたということであります。</p>

教 育 長	他にご質問等ございますでしょうか。
石 井 委 員	まず、それぞれというか全部に当てはまると思うのですが、指定基準のところで見えていきますと、呪術用具というような表現があるのですが、庚申講とする富士講で違った事柄がなされていたのでしょうか。それとも、同じようなことなののでしょうか。ちょっと後学のためにお願いいたします。
教育推進課長	それぞれこちらの指定の物に書いてあるのですが、本尊が違うといいますが、宗教的に本尊様がそれぞれ違うということはまず一番大きな違いだと思います。この民間信仰的なところについては、先ほど2号の議案でも申し上げましたが、途中で富士講の印のようなものが残っている箱が庚申講の中にある。それぞれいろいろな民間信仰があったかどうか、ということございまして、それが最終的に段々、講の人がいなくなったりして、地域の中にある他の講に吸収されたり、そういう中で今残っているものが庚申講ですとか、富士講ということになっているのだという話でございます。特に下鎌田の富士講は、前回指定をいただきましたけれども、本当に唯一といいますが、区内でももちろん、最後の富士講になってしまいました。今回の調査にもありますけれども、富士山が見える範囲内がその富士講が広がった範囲ということでございますが、房総半島に向けてずっと富士講があるようですけれども、都内では本当に残っているもの自体が少なくなってきた。渋谷区の辺りに何か残っているようですけれども、他にはなかなかもうない。やはり湾岸沿いに残っているようでございますが、そうしたことからいっても、まだ使われているということも含めて、今後散逸しないようにということでも、用具・資料についても、ここで指定をさせていただくということになっております。
石 井 委 員	ありがとうございます。もう一ついいですか。これも、全然本質から離れてしまうのですけれども、開祖の長谷川角行さん、この年表が正しいとすると105歳だということになるのですけれども、年代的には室町から戦国から江戸にかけてということで、この方は、関東近辺でご活躍されたのでしょうか。
教育推進課長	どちらかと言いますと、やはり富士山の周辺からスタートしてまして、それこそ浅間神社の本宮ですとか何とか書かれていますけれども、そういうものの中でスタートされたというふうには聞いております。ただ、今回、元祖食行身禄というふうに書いてありますが、広く民間に広めたのがこの身禄

	<p>という方というふうに聞いております。長谷川角行がやりました、開祖しましたというのもその後、いくつもの派に分かれて、その中の大衆に広まったのが、この身祿の教えだったということだそうです。その身祿の教えのものが今、江戸川のこの下鎌田の富士講に伝わっているということを審議委員の説明を私も聞いただけなのですが、そういうことでございます。</p>
石井委員	<p>ありがとうございます。</p>
教育長	<p>この当時1500年ぐらいで、105歳まで生きているというのは、本当にすごいですね。</p>
古巻委員	<p>文化財保護という観点からみますと、公益性・公共性ということも大変大事だということも思います。そういうことからすると、例えば、富士講が現在も活動を継続しているということですが、具体的にどういう活動をされているのか。何人ぐらいの方が富士講という中に入られてやってらっしゃるのか。それは、区内の人だけなのか。あるいはその活動というものの今後の継続性を見通しというのはどうなのかという、そういう現状から見ての活動というのか、そういうのをちょっと教えてもらいたいのですが。</p>
教育推進課長	<p>下鎌田の富士講は、今現在も活動されているのでございますが、元々地域ごとにこういった講が設けられていたということで、江戸川区内で富士塚は結構多く残っております。他の地域に比べて、多い方なのですが、その富士塚があるということは、それだけの講があったということだというふうに思っています。</p>
古巻委員	<p>活動実態というのは把握してらっしゃるのですか。</p>
教育推進課長	<p>毎年、富士山に登仰しまして、その麓にある浅間神社に拝みをしまして、それから途中のところにある宮でも一旦拝みをします。それでその後、上へ上がってまいりまして、一晩過ごした上で、翌朝、頂上の宮で祈りをすることをして毎年やっておられる。実は、前回指定をいただいたときに、ビデオを作っております。活動を記録したものです。今、皆さんにも貸し出しをして見ていただいているところですが、こちらで一度、また上映させていただければと思いますが、そういう活動をされておられます。普段は、地域の中で例えば、新年を迎えたときのお札のようなものを先達が会員とと</p>

	<p>もに講員とともに、講に入っている方々のご自宅をお回りになって、届けるということも毎年やられています。元々は地域の方が講のメンバーが集まって拝みをした後に、皆で話をして親睦をやられていたという。それが、なかなか今は難しくなってきたので、解散をするというような講が多いというふうに聞いています。</p>
古 巻 委 員	<p>ということは講員の数というのは、そんなにおられないのですか。</p>
教育推進課長	<p>今現在は、もう30名ほどになっていると聞いています。以前は、この須賀さんという方が講元としていらっしゃいますけれども、どうもこの下鎌田というエリアの中にも、他の代表の方々も入っていたというような名簿があります。エリアとしてももう少し大きかったようですけれども、今はもう下鎌田の周辺の方々が講のメンバーというふうに聞いてございます。</p>
古 巻 委 員	<p>ということは、文化財の指定という観点から、保護という観点から見ると、宗教性の側面ということもあるでしょう。それよりもむしろ文化財法で本堂なり、さまざまな何と申しますか、器具と申しますか、そういう物の保存ということの観点の方が強いということですね。</p>
教育推進課長	<p>種別として、有形民俗文化財と、民俗指定という指定を今回させていただきました。民俗の文化として、まず講という物として前回指定をいただいておりますので、今回は、その指定をした講の活動で使われている民俗資料としての指定ということで、講の指定とは別に、その資料を指定することとさせていただきます。</p>
古 巻 委 員	<p>例えば、今後もちろん区の登録ということからみると、いわゆる公共性・公益性ということも視野に入れていかなければ文化財という意味がないと思うのです。ですから、例えば、こういうものをぜひ拝見したりとかというそういう対外的にそういうことを誘致していくというか、開いていくということは今後は考えられるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>やはりこの文化財に登録指定をするということの一つの条件として、保存をしていただくとともに、公開もしていただくということが条件に入っております。ですから、例えば、お寺さんでお持ちの仏像とかそういったものを指定登録した場合には、これは公開をしていただくという条件でございます</p>

	<p>ので、そのために必要な補助的なことも区として行っていくという内容になっておりますので、例えば、今回指定した資料も機会があれば、文化財の郷土資料室の収蔵品、もしくは指定物品ということで、指定資料ということで展示をして、区民の方々に見ていただくということもこれから考えていくというものになります。</p>
古 巻 委 員	<p>いわゆる本尊なり、什器なりいろいろございますけれども、これのいわゆる元々例えば何年につくられたものであるかという誰の作かということも含めての表記というのはあるのですか。</p>
教 育 長	<p>誰がつくったものとかあるんですか、作者は。</p>
教育推進課長	<p>記載のあるものもございます。一覧でございます、下鎌田の。</p>
古 巻 委 員	<p>年代も全部わかる。</p>
教育推進課長	<p>年代も、不詳のものもあれば、あるいは何年と残っているものも。</p>
教 育 長	<p>そうですね、不詳のものもありますよね。</p>
古 巻 委 員	<p>あるいはそれがレプリカ的なものとされているとか。</p>
教育推進課長	<p>そういうものもあります。</p>
古 巻 委 員	<p>可能性ががありますよね。となると、先ほどの上野委員がおっしゃったように保存のあり方というのも大変大事になってくると思う。今はどういう保存をされているかわからないですけれども、所有者の方のところでもって、ずっと保たれているわけですが、これ例えば、先ほどおっしゃったように保存というか、文化財の指定は、もう返上しますと言ったときにはもう、それでなくなるわけですから、極めて不安定というか、それとあと、保存の方法も、古い年代物というのは承知のように、紙質の物というのは、非常にデリケートですので、例えば美術館とかそういうところへ行きますと、きちっとした年中、湿度と温度を保った保管室がありますけれども、そういうところまで保存していかないと、こういう文化財というのは、いくらその時点で指定をしても、何年か経つうちには、やはりほころびが出たりとか、そう</p>

	<p>いう形になりかねないし、文化財指定というふうになっていても、所有されている方が亡くなった。あるいは、そのままにしておいて指定の物を所有の元々の方が亡くなって、子や孫の代になって、そんな価値のあるものとわからないでもって、保存方法がいい加減になってしまっていたりとか、そういうことを考えるとしっかりその辺のところを今後は一つの課題として、考えていかないと文化財保護の安売りにならないかと、失礼な言い方ですけども、そんな気がちょっとしたものですから、発言させていただいたのですが、いかがでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>委員のご指摘のとおり、例えば代替わりをされる時、どういうふうに保存をしていただいたらいいか、また、どういうふうに価値のあるものかということがなかなか伝わらないというようなことがあったとしたら、我々としては、お預かりすると、ご寄贈いただければ、我々のほうでその保存をするといったことも、お話をこれまでもさせていただいておりまして、我々が保存していてもやはり紙、古文書なんかも結構ございますけれども、そういったものも傷むところが実はございます。それについても今、来年度も修復をする予定をしておりますけれども、そうしながら残していくということが文化財の保護という観点では、やっていかないといけないところだというふうに思います。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。委員の皆様からご質問・ご意見をいただいたところでございますが、この件につきまして、他になければ文化財の指定について了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、第8号議案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>続いて、第9号議案、不登校・勉強が苦手な生徒の高校進学を考える進路相談会開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。</p>
市川指導室長	<p>それでは、いくつか資料がございますので、順を追ってご案内させていただきたいと思います。まず、申請書をごらんください。</p> <p>申請された団体がNPO法人元気プログラム作成委員会でございます。こ</p>

の代表の方は、東京学芸大学の教授をされていて、不登校に関する研究を専門になさっていると聞いています。

その下の枠の中をごらんいただきたいのですが、行事名は不登校・勉強が苦手な生徒の高校進学を考える進路相談となっています。

目的でございますけれども、江戸川区の不登校児童・生徒の保護者及びこれらの生徒にかかわる教員を対象とした進路相談ということになっています。

実施時期でございますが、本年の3月10日土曜日と、4月14日土曜日の2日間を予定されているということです。会場は、グリーンパレスの集会室。

その下、実施規模、事業規模、対象でございますけれども、先ほど申し上げたとおり児童・生徒の保護者及び教職員ということですが、児童・生徒本人が同席したいということであれば、本人の参加も可能だということでございます。

それから、参加者からの経費徴収はございません。

おめぐりいただいて、企画書をお願いしたいと思います。企画書にも事業の目的・意義について書いてあります。先ほど申し上げたところと重複しますので、詳しくは割愛させていただきますけれども、今回、江戸川区でこの進路相談会を行うに当たっては、元東京都の中学校長会の会長であるお二人の方が発起人ということで、話がございました。そのうち、1名の方は、かつて江戸川区の清新第一中学校で校長先生をされていた方でございます。それから、その下、事業計画・内容等については、先ほどと重複しますので、重複しないところだけご案内すると、告知方法のところ中段から下段の辺りになりますでしょうか。ごらんいただきたいのですが、そちらは、江戸川区内の小・中学校へのチラシ配布。全校を通じて保護者の方にとという意味でございます。それから、このNPO法人のホームページ、それからSNSでの告知ということでございます。特に事前の申し込みはらないということですので、当日会場にて受付とのことでございます。

それから、次のペーパーでございます。予算書でございますが、会場費が若干かかるのですが、こちらについては、NPO法人のほうから捻出されるということでございます。

それから、参考資料として、このNPO法人の目的等を記した証明書を添付させていただいております。

それから、その先に、役員名簿もつけさせていただいております。詳しくは時間の関係で省略させていただきますが、先ほど申し上げた代表の方が1番

	<p>上の方で、大学の教授をされている方、心理士等の方、それからこれまで大学等で学習支援とか、教育指導とかそういうことに関心をお持ちになって研究されていた方が、主なメンバーとなっています。</p> <p>それから最後の1枚がチラシの案ということでいただいているものがございますけれども、先ほどの役員の方のお名前と顔写真の入っているものがチラシとしてございます。こちらは先ほど申し上げたとおり、学校を通じて保護者に配布させていただきたいという申し出でございます。</p> <p>具体的な内容は、右側の中段に具体的な例として、多様化した高校の理解であるとか、高校選択の仕方、それから学校見学の仕方などアドバイスをいただけるとのことでございます。</p> <p>概要は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。今、説明を受けましたが、この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>細かなところからの質問で恐縮なのですが、グリーンパレスの集会室404というのは、収容人員的には、どのくらい入るお部屋なのでしょうか。</p>
指 導 室 長	<p>一応、席としては、40くらいあるのかなと思いますが、ただ、この会の方が想定している来場者というのは、1回につき20名程度を想定されているとのことでございます。</p>
教 育 長	<p>あそこ40から50くらいでしたかね。入れますね。</p>
石 井 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。他にいかがでしょうか。</p>
古 巻 委 員	<p>これは、本区とっても初めてのことなのでしょうか。</p>
指 導 室 長	<p>申請をいただいたのは、初めてでございますが、同様の会を昨年12月から月に1回ずつ、実施されているようです。ですから、もう2月終わりですので、そのとおりであれば、3回程度実施されているところでございます。これまで、実施されていて延べで20名の方がご相談にいらっしゃったということでございます。</p>

上野委員	<p>結論的には結構なことだと思うのですが、ただ、この不登校生徒のための相談会という法人があって、それなりに活動なされてきたようですが、ここに参加した江戸川区の教職員が、これは素晴らしいことだから江戸川区でもやろうということが最初にきっかけになっているようですね。それでいて相談をしたいという保護者や生徒というものは、とかくこういうことの情報を受けにくい立場にあると思うのですよね。だから、本当はいいことをやるのだけれども、告知方法の問題だと思います。江戸川区もこれをいいたろうということで認めるならば、江戸川区の先生方からこういう発想が出て、江戸川区の施設でやるというならば、全校にくまなく行きわたるように、それから各学校ではそういうことで高校中退の問題とか、ニートの問題とか、そういうものがあるわけで、そういうものが学校やクラスの担任の先生が一番よく知っているし、そういうところまで告知していかないと。ふたを開けてみないとわからないですが、成功すれば継続的なものになっていくのではないかなという意見です。</p>
指導室長	<p>今回、後援名義の申請を得られた暁には、NPO法人から言われているのは、小学校全校、それから本区、学校サポート教室ございますので、その保護者全員分のチラシを用意していただいて、配布したいということでございますので、ですから、そのお手伝いも私どものほうでさせていただきたいなと思っているところでございます。</p>
教育長	<p>学校サポート教室ですね、その方がいいですね。</p>
石井委員	<p>これが相談を受ける側は、どういう方が相談に答えるかというのをお見せになったほうが何といいましょうか、そういう人が答えてくれるんだなということで、より集まってくれるかなと思ったのですが、そこら辺は、実際はどうなのでしょう。</p>
指導室長	<p>このチラシの案に下のほうに役員の方とか理事の方の写真はあるのですが、ただ当日にこの方々が皆さんいらっしゃるかどうかというのは、今のところわかりません。ただ、このNPO法人は、こういった進路相談だけではなくて、日常的に不登校の方の相談業務とか、そういったこともされているようです。ですから、そのNPOの職員というか関係者の方が中心となるのだらうなということは、わかるのですが、ただ、その方々のお名前であるとか、肩書きであるとか、あいにく今、全部はわからないような状</p>

	況でございます。
石井委員	受け取った側として拝見いたしますと、NPO法人が主催しているということで、一番上のところを見ますと、運営で、深い学びを研究する会とは何これというふうになってしまうようにも思うのですね。なので、ここは、そのNPO法人元気プログラム委員会ではいけないのでしょうか。むしろ、その深い学びを研究する会というのを出すことで、疑問を持たせてしまうような気もいたしまして。こんなとき最近の案内でよくやるのは、検索してホームページ、ネットで検索してくれれば、よりわかりますよというような、そんな工夫があるといいのではないかなと思いました。
教育長	室長、今、石井委員がお話になったNPO法人元気プログラム委員会と深い学びを研究する会との関係について、わかったら教えてください。
指導室長	これは別です。企画書の事業の目的・意義のところをごらんいただきたいのですが、「当法人は」で始まっていて、なお書きまでは、NPO法人のことが書いてある。最後のなお書きが、この事業に関しましては、元中学校長会の会長の二人の名前が発起人となり支えてくださっておりますと。ですから、このお二人が所属しているのが、深い学びを研究する会ということになるかと思えます。
教育長	では、協力してやるということですかね。
指導室長	そうですね。江戸川区で行う場合は、この二人の元校長先生が運営面で中心となって、その進路相談そのものは、このNPO法人の方がやるというような解釈になるのかなと思えます。
石井委員	もう一つだけ。こういう踏み込んだことを言うとすごく僭越なんですけど、どうしても利用する側というような見方で言いますと、運営の部分に深い学びを研究する会がないほうが人は集まるのではないのでしょうか。これがあることで、あれという思いをもたらすとする。これは本当に余計なお世話なので、すみません。
上野委員	関連していますけれど、これは成り行きから関係していると。NPO法人でやっていることに対して、江戸川区の教職員がこれはいいことだと感激し

て、ぜひ江戸川区でやりたいということでしょう。だから、もちろん、このことに関してのいろいろな研究の成果だとか、あるいは教訓だとか、あるいはノウハウだとかは、NPO法人のほうにあるわけですね。それはそれとして、石井委員からも出ていましたけれども、私は相談してみたいなと本当に悩んでいる保護者や生徒自体は、相手はNPO法人だけれども、現実に身近になって、いろいろ親切に相談してくれるのは、江戸川区内の教職員なのだということをはっきりしておいてあげた方が、ただ講演会を聞きに行くわけではないわけだから、いいと思います。継続性ということも考えると、そういうことをはっきりして、教職員の先生たちがそれなりに真剣になってもらわないとという気がしますけれどね。これは高校進学ですね。

指導室長

これは進路相談に関しては、これが不登校とか勉強が苦手とか関係なく、全ての生徒の進路指導に関しては、学校が責任をもって、対応しなければならないわけですので、ですから、そこは十分に各学校に今後も頑張ってもらわなければならないというふうに思っておりますし、ただ、こういった進路相談会に関しては、例えば、こういった不登校・勉強が苦手とかという冠がついていないものに関しても、さまざまな機関が自主的にやっけていて、子どもたちが、あと、親御さんがそのニーズにあわせて、選択しながら、例えば休みの日に参加されているような実態もございます。ですから子どもたちとか親御さんにとって、選択肢がたくさんあることはいいことだと思っております。ただ、学校の教員に勘違いしないでもらいたいと思っているのは、やはりまずは学校が責任を持って、子どもたちの進路をよい方向に導くというのが先ですので、そこは改めて、きちんと伝えていきたいなというふうに思っております。

上野委員

今に関連してのところ、非常に大切だと思うのが、ある私立高校での入学式とか卒業式のときには、いろいろな関係で来ていると思いますが、出身校の校長先生がいる、少なくとも教頭先生が代理で出席なさるのです。それで、式が終わった後は、パーティみたいなものを開いて、いろいろみんなで話し合うわけです。共通した意見は、やはり高校へ行って、高校を卒業するまでの間を出身校の中学の先生方が非常に心配してくれている、気を遣ってくれているというさまざまところのそれが、非常にいいんです。結果的には熱心な学校からきた生徒。成績のいかんではなくて。そうした生徒のほうの中途退学率は少ないそうです。ちゃんと卒業していく。そういうところで、区では中学校が担当分野ですけども、そこでいろいろ面倒を見てあげたり、

	<p>教えてあげたり、普段から見てくれているという、そういう関係というのは、この運動の一番大切なところではないかなと思うのです。</p>
教 育 長	<p>そうですね。そこはかなりありますね。ありがとうございます。後援する方向で皆さんからご意見いただきますが、今の石井委員とか皆さんがお話になっていた特に運営のところなどは、このチラシにこういう意見があったということを書いていただきたいというふうに思います。</p>
指 導 室 長	<p>わかりました。</p>
教 育 長	<p>皆さんいいですか。この後援をお認めいただいてよろしいでしょうか。では、そういう条件のもとで、この後援を認めたいというふうに思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
古 巻 委 員	<p>一言だけよろしいですか。</p>
教 育 長	<p>どうぞ。</p>
古 巻 委 員	<p>これは、メンタルの面は、むしろ技術的なことのほうが対象だということで、一応そういうところも引っかかっているのではないかという気がします。</p>
指 導 室 長	<p>あくまでも、その日常の相談に関しては、それこそ私ども教育委員会が責任をもってやらせていただいておりますので、ここは、あくまでも高校進学に特化した、具体的にどのような学校があるのかというところでございます。</p>
教 育 長	<p>それでは、第9号議案は原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続きまして、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>その前に、中山統括指導主事が今日、小岩一中でSOSの発信教育というのがございまして、それに行きますので、ここで失礼させていただきます。</p> <p>それでは、繰り返しになりますが、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、教職員の人事についての報告にまいります。</p> <p>この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規</p>

教 育 長	<p>則第13条に定める秘密会により審議したいと思います。この発議に賛成の方挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> <p>全員賛成でございます。これより会議は、秘密会となります。 それでは、傍聴人の方は、退室をお願いいたします。 なお、本日の定例会は、本件を持ちまして終了となりますので、再入室のご案内は行いません。よろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p>
教 育 長	<p>以上をもちまして、平成30年第4回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午前11時18分</p>